

## 第2回「（仮称）袋井市たばこによる健康被害から 市民を守る条例」検討委員会

- 日 時 令和2年7月30日（木）午後7時30分～午後8時50分
  - 会 場 袋井市総合健康センター 第1会議室
  - 出席者 委員長、副委員長、委員8人 計10人出席
  - 事務局 鈴木健康づくり課長、藤田課長補佐、浅田室次長、朝比奈主任
- 

### 【会議次第】

- 1 開会
  - 2 あいさつ（委員長）
  - 3 報告事項
    - （1）条例制定に向けた取組とスケジュールの変更について
    - （2）市民・各種団体等からの意見等について
      - ア たばこに関する市民意識調査の結果について
      - イ パブリックコメントの実施状況について
      - ウ 意見交換会及びその他の意見等について
  - 4 協議事項
    - （1）条例制定に向けた課題について
  - 5 その他
  - 6 閉会
- 

### 【会議概要】

（仮称）袋井市たばこによる健康被害から市民を守る条例の制定に向けて、第2回条例検討委員会を開催した。新型コロナウイルス感染症の影響による条例制定スケジュールの変更とともに、第1回条例検討委員会開催後に、市議会やたばこに関する市民意識調査、パブリックコメントや市民、たばこ関係団体との意見交換会などでいただいた意見や結果について、事務局から報告した。

その後、条例制定に向けた課題を事務局から示し、委員から意見をいただいた。

【摘録】

	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ（委員長）</p> <p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。 本日は、よろしく願いいたします。</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 条例制定に向けた取組とスケジュールの変更について</p> <p>(2) 市民・各種団体等からの意見等について</p> <p>ア たばこに関する市民意識調査の結果について</p> <p>イ パブリックコメントの実施状況について</p> <p>ウ 意見交換会及びその他の意見等について</p> <p>4 協議事項</p> <p>(1) 条例制定に向けた課題について</p> <p>ア 条例の名称について</p> <p>イ 条例骨子（案）について</p> <p>ウ 罰則規定について</p> <p>エ 公共の喫煙所について</p> <p>※ 上記について、事務局より報告・説明</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから、事務局から挙げていただいた4つの課題について、御意見いただきたいと思いますが、本日欠席されている委員から事前に意見をいただいていることですので、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>まず、名称については、たばこが健康に悪影響を及ぼすことは、科学的にも明らかになっており、健康被害という文言を入れても良いと考えていましたが、たばこ＝悪という印象や、たばこの製造・販売等に携わる方や喫煙者の意見、市の</p>

考えなどを踏まえると、「たばこによる健康への影響から市民を守る条例」が良いのではないかという意見をいただいております。

また、条例の制定については、国や県が対策を強化している中で、これまで市の主要な施策として、健康に力を入れてきた袋井市としては、対策を強化していくことは当然であるとの御意見をいただいております。

また、公共の喫煙所については、市が公費で喫煙所を設置することは、袋井市の取組に反するのではないかという御意見をいただいております。

最後に、将来的に喫煙者ゼロを目指すことについては、喫煙者の減少をはじめ、たばこに関する正しい知識の普及や教育を行うなど、防煙という視点から考えても、ゼロを目指すことは良いことではないかという御意見をいただいております。

委員長

ありがとうございました。

要約すると、今日1番問題になりそうな条例の名称については、2番目（たばこによる健康への影響から市民を守る条例）で、他の3つはそのままが良いということでしょうか？

事務局

はい、そうです。

委員長

ありがとうございました。

欠席委員の意見を伺いまして、引き続き、皆さんからの意見を伺いたいと思います。

多分、今日1番問題となるのが条例の名称だと思いますので、名称を1番最後にして、他の3つについて、まず御意見を伺ったほうが話が早いと思いますので、それでよろしいでしょうか？

全員

はい。

委員長

それでは、名称は最後にしましょう。

名称以外の部分について、御意見をお願いします。

僭越ではございますが、議論を推進するために指名させていただきます。

	<p>では、こちらからお願いいたします。何でも結構です。</p>
委員	<p>よろしくお願いいたします。</p>
	<p>課題に当たっているか分からないですが、罰則規定というのは、吸う方吸わない方双方の考え方があると思いますが、お互いマナーは守っていただきたいと思いますので、ポイ捨てなどは守っていただきたい。それから、禁煙区域についても守っていただきたい。そこは、たばこを吸わない人間からすると、強めでもいいかなと思っています。</p> <p>また、やはり話を伺ったり、職場の環境を考えますと、吸う人と吸わない人で、同じ課題でも意見や印象が違っていることがあるので、名称を決めるに当たっても、意見をするにあたって、そこを踏まえていかないといけないなと感じています。</p>
委員長	<p>名称につきましては、後にさせていただきたいと思いますが、意見としては、罰則はもう少し厳しくてもいいということでしょうか？</p>
委員	<p>程々にとは思いますが、やはり守ってほしいです。</p>
委員長	<p>現在は、罰則規定はないのですが、あっても良いと？</p>
委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>分かりました。厳しい意見がでましたね。</p>
	<p>条例の骨子については、罰則を除けば概ねこれでよろしい？</p>
委員	<p>そうですね。</p>
委員長	<p>公共の喫煙所については、市役所も無いし、駅も将来的には無くなってくる、愛野公園や袋井B&amp;G海洋センター、月見の里なども全面禁煙になってきますが、これに対してはどうですか？</p>

委員	<p>携帯灰皿もあるので、無くなっても問題ないと思いますが、吸われる方からすると厳しいかなとも思います。</p>
委員長	<p>まとめますと、2番（条例骨子案）はこのままで良い、罰則については、あっても良い、4番の公共の喫煙所については、無くて良いということよろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>率直な御意見ありがとうございました。 他に御意見よろしいですか？ では、次の方お願いします。</p>
委員	<p>はい、それこそ2番（条例骨子案）については、このままで良いと思います。これがこの条例の大きな目的だと思うので。 公共煙場所については、無くす方向にもっていくことが正しいことだとは思いますが、実際に無くしてしまうとどうかなど。極端にやってしまうと、色々弊害が出てくるのではないかと思います。 健康を守るということが大事なことです。エチケットやマナーを守っていただくことを啓蒙していくことが大事なのではないかと思います。 あと、市の公共施設のところです。現在はどうなっているのですか？</p>
事務局	<p>基本的には、屋内は禁煙となっています。 コミュニティセンターなどは、敷地内禁煙としているところはありますが、公園などは、まだ制限していない状況です。</p>
委員	<p>さわやかアリーナの敷地の中に喫茶店があると思うのですが、そちらも禁煙なのですか？</p>
事務局	<p>レストランのところは借地になっていまして、お金をもらって貸し出しているようになっています。</p>

委員	公共施設ではない、市の管轄の土地ではないということですか？
事務局	そうなりますので、少し自由度があります。 ですが、体育館側に灰皿が置いてありますので、そこは市民の方は一体的な施設だと思っておりますので、見えるところでは吸わないように配慮をお願いしていきたいと思っております。
委員	それは必要なことだと思いますよ。「あそこだけいいの？」って話になると、本末転倒な気がします。 それと罰則というのは、そこまでやる必要があるのかなと正直思います。 今、コロナコロナで、コロナにかかると村八分になって、家から出て行って、その様なイメージが、このたばこにあってはいけないなと思っております。 確かに分かり易くていいと思っておりますけど、その辺は、名称の話になるのかもしれませんが、十分配慮していただいた方が良いでしょう。 先ほどの中で、たばこ産業や組合の皆さんなども商工会議所の方に来ていただいて、お話を聞きました。私は違う生業ですけど、生業をしている立場として、目的はいいと思っておりますが、落とすどころじゃなくて、目的は、ずれないようにして考えていただければと思います。
委員長	ありがとうございました。次の方をお願いします。
委員	私も骨子の部分につきましては、やはり子どもさんの健康ですとか、そういうところを守らなければいけないということで、良いのではないかと思います。 罰則規定につきましては、今、罰則規定がないということなので、そのまま無しで、皆さんの良心に語るような形の方が良いのではないかと思います。 あと、公共の喫煙所についてですけども、こちらについては、設置した方がいいと思っております。大きなイベント、今年は花火はなかったですけども、花火の時は、いつも喫煙場所をすごく聞かれるので、公園内は禁煙ですという形で、有料観覧席のところだけ、喫煙場所を道路に設けたりしていたりするものですから、マナーの面から言っても分煙ということで、ある程度、駅などに喫煙場所があるということは必要なことではないかと思います。

委員長	花火大会も対象になるのですね？
事務局	<p>そうですね、基本的に今回の法律でいきますと、望まない受動喫煙を防ぐため、人がいるところでは吸わない、配慮しなさいということがあります。</p> <p>仮に花火会場でということであれば、そういった配慮をしていただいた中で、吸っていただくということになります。</p>
委員長	<p>最近花火会場に行っていないですが、昔からアルコールを飲んでいる人がいて、アルコールを飲んでいる人に規制をかけるのは、なかなか現実問題としては難しいですね。これも含めて考える必要があると思います。</p> <p>ありがとうございました。次の方をお願いします。</p>
委員	法律等の縛りがある中で、罰則などを付けると、袋井市では、吸っただけで人から悪く言われるような、あくまで嗜好品で国から認められているものでありますので、厳しくはできないのではないかなと思います。
委員長	罰則規定はない方が良いですか？
委員	そうですね。
委員長	他の条例の骨子とか公共の喫煙所についてはいかがですか？
委員	公共的なところは、子どもさんがいたり未成年がいたりとか、人がたくさんいたりするので、禁煙じゃなきゃいけないと思います。私が住んでいる地区の公会堂も、敷地内禁煙になっていますので、そういうのが定着していますので、その辺りは良いのではないかと思います。
委員長	そうすると、例えば、花火会場も喫煙所がなくても大丈夫ですか？
委員	花火会場は屋外ですから、皆さんに影響がないような、離れたところに作る分には、いいのではないかと思います。

	<p>今花火は、全然人が来ないようなところに作っていますのでね。 私は、影響はないと思っています。</p>
委員長	<p>会場の周辺の方が、終わった後ボランティアで掃除するのですが、掃除が大変だと聞きます。</p>
委員	<p>指定席関係のところは良いのですが、それ以外のところで見ている人のマナーがなっていないというか。私も掃除したことがありますけど、やはり指定席以外のところが、ごみが多いですね。</p>
委員長	<p>そうですか、ありがとうございました。 では、次の方お願いします。</p>
委員	<p>条例の骨子は賛成です。 子どもたちに小さい時から、たばこの害というか、たばこを吸うところなるよ というのを伝えていくことが大事ではないかなと思います。 罰則規定は、特になくても、皆さんのマナーというところで、マナーを向上し ていっていただけるのが1番良いのではないかなと思います。 子どもたちが利用する施設とか色々な施設のところで、ここは禁煙だよという ことが目で見て分かる様にするとか、隣接の道路もここはたばこを吸わないよう にしてくださいというのを、看板などで分かる様にしていけたらいいのではない かなと思います。 公共の喫煙所ですけども、どの様なところに喫煙所があるかというのを分かっ てないのですが、もし受動喫煙にならない様なところがあるのなら、たばこを吸 う方もいるので、マナーを守るためにあっても良いと思います。受動喫煙になら ないようなところに設けることができるのかどうか分からないですけど、もし受 動喫煙にならない様なところであれば、あっても良いかなと思いました。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。 では、次の方お願いします。</p>



委員	<p>はじめに、パブリックコメントの感想からですが、私はこの結果を見る前に、皆さん、もろ手を挙げて禁煙に賛成の方かなと思っていたのですが、結構反対の意見が多くて驚いたなというところがあります。</p> <p>まず、条例の骨子案については、全面的に賛成です。</p> <p>私、中学生になる子どもがいますが、たばこを吸うのはかっこ悪いという様なことを言ったので、一安心しています、私の小さい頃には、テレビなどで、たばこを吸うのがかっこいいという様な形のものがありませんでしたが、この条例によって、たばこを吸うのを見る機会がなくなったり、こそこそしている大人を見ることがあれば、余計かっこ悪いと思って、吸わなくなると良いなと思います。</p> <p>罰則規定については、私の感覚的なものですが、自然に皆さんにマナーを守っていても良ければ良いと思いますので、罰則は必要ないのではと思います。</p> <p>公共の喫煙所についてですが、少し具体的になります、袋井駅の北と南口にありますが、南口の方に駐輪場ができて、また新しい階段というかスロープが出来ています。今までは、南口の方も隅の方にあって、直接皆さんに煙がいかないかなと思っていたのですが、人の流れが変わって、そちらの方にも皆さん行くようになってきたので、最低でも移動はさせた方が良くはないかと思っています。</p>
委員長	南口は、将来的には無くす方向でJ Tと交渉している？
事務局	市の意向としては、南も北も設置しない方向で考えています。
委員長	現在はあるけれども、廃止するのですか？
事務局	<p>私達も現地を見たのですが、南側は駐輪場がすぐ横にありまして、人の行き来がある、北側はトイレとエレベーターがあって、使用する時にすぐ横を通るのですが、今は仕切り等も無いので、煙がモクモクいくというのはあります。</p>
委員長	いずれにしても、分煙はされていない状況なので、最低でも分煙、出来れば無くしたいということですね。

委員	<p>ありがとうございました。では、次お願いします。</p> <p>基本的に吸わないことが理想であって、当然、受動喫煙は絶対避けなきゃいけないというのが普通です。</p> <p>骨子案については、努力義務と書いてありますが、これを最初から入れるのかなというのが疑問です。議論を色々な形で重ねていくうちに、色々な意見が出てきて、努力義務と付くなら良いのですが、最初から付いていると、ゆるゆるのルールになってしまうので、最初は、文言のところはきつめに入っていた方が良いのではと思います。</p> <p>罰則規定は、基本的にこういう条例ですし、皆さんを健康にしていこうという目的の内容なので、罰則はなくて良いかなと思います。</p> <p>公共の喫煙所ですが、これも考え方として、最初は、公共の喫煙所があって、何年計画で減らしていくという考え方もあるとは思いますが、せっかくルールとか条例を作る時に、厳しめに作っておかないとゆるゆるになって、条例の意味が殆ど無くなる様な状況になる可能性も無いとは言えないので、どちらが良いというのは言えない。最初からきつめがいいのか、何年計画で減らしていく方が良いのか、どちらが良いのか個人的には分かりません。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。では、次の方お願いします。</p>
委員	<p>先に事務局に聞きたいのですが、罰則の中にある過料や氏名の公表というのをするかしないかという判断は、罰則を制定した場合は、警察がするのか、市の中でそういうジャッジする方を設けるのか、教えてください。</p>
事務局	<p>はい、罰則を設けた場合の判断というのは、市の条例で罰則規定を設けるということになりますので、市で判断する形になります。県の条例や国の法律でも、先ずは、注意というところから入って行って、それでも従わない場合は、もう少し厳しくして、最後は、氏名公表があつたりして、順番にということになりますが、その裁量は、市で条例を作って罰則を設けるということであれば、市の方で判断するということになると思います。</p>

委員	<p>もう少し具体的に言うと、市のどういう方がされるのですか。</p> <p>罰則を作らない方が楽だと思うのですよ、判断しなきゃいけないので。</p> <p>罰則を作ったとしたら、今度、それに違反したかを決めなきゃいけないですね。それを決める人がすごく苦勞するのではないかと思うので、作ったは良いけど、誰が判断するか分からないというと、そもそも罰則を作るというのがどうかと思いました。ここで今、罰則を作るか作らないかという協議をするのであれば、誰が判断するのかというのも言っていたかないと、罰則はあるけど誰も判断しないじゃ、協議しても意味がないというか、じゃどうするのとなると思ったので。市がするのですかね？警察とかそういうところではなくて、市の中であるとなると、違反した人を見つけたとしても、言っていくところも無いし、言っていた先で取り扱ってくれないということが出てくる条例にならない様に、そこはもう少し聞かせてもらいたいなと思います。</p>
事務局	<p>はい、御意見ありがとうございました。罰則規定を設けた場合となると、パトロールなどが必要になってくると思います。また、通報をいただきましたら、私たち市の職員が現地に行って、確認して、何かあれば注意するといったことになると思います。</p> <p>今の状況としては、市の方としては、罰則を設けない中で、理念条例として袋井市全体で、将来的には喫煙者がゼロになることを理想としているところです。</p> <p>そういった形で、皆さんと一緒に喫煙者を減らしていきましょう、また、子ども頃からたばこに関する正しい知識を教育させていただいて、20歳になった時に、たばこは体にどんな影響があるかっていうのを理解した中で、自ら禁煙をしていただくという方を増やしていきたいと思っています。</p>
委員長	<p>よろしいですか？</p>
委員	<p>それを踏まえて意見を述べさせていただきますと、この骨子に関しては、大筋はもちろん良いですけど、先ほどから皆さんおっしゃるように、20歳過ぎている方が個人で吸うことに意見を言うのはやぶさかではないと。ただ、受動喫煙を袋井市としては避けていきたいということであれば、もう少し受動喫煙というのをしっかり分かるようにした方が良いのではないかと思います。そうす</p>

ると、先ほど言いましたけど、どこで吸えば良いかっていうのを個人の判断で吸うところを探せば良いということになってくると思います。ただ、それであれば、別に条例を作らずとも、今までどおり個人のモラルとマナーで抑えとけば良いと。ただ、深読みをしますと、それに見るに見かねて、袋井市が条例を作るっていう考えなのかなと思っていますので、やはり罰則というのは必要じゃないかなと思います。マナーやモラルが守られていないから条例を作ろうということが始まったのであれば、強い罰則を望む訳ではないのですが、市の中で作るのであれば、何かしら、約束を破った方へのアクションという意味では、あった方が良くと思います。大きく広報ふくろいに載せてくれとかではなくて、軽い程度のものはあるぞという形にしないと、今までのそれぞれ皆さんの心の持ちようとか何が違うのかなと、わざわざ条例を作る必要がないかなという気がします。そういうことを行政としては課していくとすると、やはりたばこを吸うのはいけない訳ではないので、俺たちはどうしたらいいんだってなると思います。そういう意味では、公共の喫煙所は、作るべきだと思います。それ無しで、とにかく封じ込めようとすれば、皆こっそり吸うしかなくなると思います。普通の一般市民は、たばこを吸っちゃいけないよってなった時に、じゃあどうすれば良いんだってなった時に、その角曲がればたばこを吸うところがあるから行ってくれよって言う方が言い易いと思いますので、それをやらないってことは、あまり正義ではない気がしますので、公共の喫煙所は作った方が良くと思います。以上です。

委員長

ありがとうございました。

最後に、随分パブコメの時に反対意見が多かったということ踏まえて、是非一言。

委員

それでは、最後になりますが、まず、課題の2番の条例骨子につきましては、条例を定めた方が良くのではないかと考えています。これはあくまで、受動喫煙ということで、吸っている人からいかに受けるものを少なくするか、そういう条例だと思っていますので、市の考え方も内容もこれで良くと思います。

それと、罰則規定でありますけども、ある市では、氏名公表等罰則を設けているということではありますけど、なかなか袋井市の場合は難しいのではないかと

思っています。やはり市の考え方としては、将来的に喫煙者が減少していくように、協働して取り組んでいくことを考えているのであれば、罰則を設けるとかかって反発されるかもしれないので、無くても良いかなと思います。

それともう一点の公共の喫煙所については、袋井駅の北口のトイレの所は、たくさんの人が通り、トイレも使うということで、何故、そこに喫煙所が設けてあるのかと、今までずっと疑問に思っていました。こういうものを作るのであれば、しっかり囲いをして作ることが1番良いと思います。私の会社にも喫煙所がありますが、アクリル板で天井まで付けているものですから、そういうことであれば、こうした喫煙所を設置する、そうじゃなければ、無い方が良いと思います。従いまして、この喫煙所の設置、吸う人が少なくなる訳ではないので、受動喫煙が生じない所なら設置して、そこで吸ってもらった方が良いと現時点では思います。

委員長

ありがとうございました。

これで2番（条例骨子案について）、3番（罰則規定について）、4番（公共の喫煙所について）につきましても、だいたい御意見いただきまして、骨子については、概ねこのままでよろしいのではないかという意見が多かったということで、3番の罰則規定については、あった方が良いという意見もありましたが、無い方が良いという意見の方が多かったということで。

別にこれについて、合意する訳でも多数決を取る訳でもないですよ？皆さんの意見を市の方に伝えるということで。

委員

ちょっとすみません、いいですか？

委員長

どうぞ。

委員

駅の場合ですが、駅は絶対あった方がいいと思いますね。今、高速道路、空港、鉄道、全てのところに喫煙所ありますよね。袋井市だけ、袋井市に降りた人がたばこを吸いたくて喫煙所を探したときに無い。却って、その辺にポイ捨てされた時に、1番怖いのは、たばこによる火災だと思います。ちゃんと吸える場所を作ることによって、火災が増えないと思うのです。ですから私は、駅はどうし

	<p>てもあった方が良くと思います。公共的な施設は、どこに行っても無いのが当たり前になってきた時代なので、それは良くと思いますけどね。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。大体意見は出尽くしたということでよろしいですね。</p>
事務局	<p>一点すみません。JTさんや関係団体さんとお話をした中で、思ったことがあります。今の駅のお話とは別になるかもしれませんが、今コンビニなどでもたばこを吸えるところがあります。そこを止めるということではなく、市のまちづくりの方針として、喫煙者を減らしていきたいということで、その旗印という訳ではないのですが、市が所管する公共施設については、敷地内完全禁煙でお願いしたいなと思います。</p> <p>袋井市内全域を禁止区域にするということであれば、公共的な喫煙所も必要かと思いますが、実際私たちがお願いしたいと思っているのは、市の所管する施設についての敷地内完全禁煙ですので、御協力いただきたいと思っています。</p>
委員	<p>一点いいですか。</p>
委員長	<p>どうぞ。</p>
委員	<p>おっしゃっていることは分かりますが、それを市民の皆さんや駅を利用して、喫煙をしている皆さんに、どのように理解いただくかということをしっかり広報していただきたいと思ひますし、建前で止めろというだけじゃなくて、その辺を両立して物事を進めてもらいたいなと思ひます。後は、先ほど意見があった様に、完璧にボックスみたいにして、全然外に煙が出ないというぐらいのものを、例えば、たばこ税が入ってくるのであれば、そこにお金使って、しっかりしたもの作ってもらうというの、一つの方法じゃないかなと思ひます。</p>
委員長	<p>今スモーキングボックスと言ったらコロナの巣になりそうですね。 コロナとの両立が難しいかもしれませんね。</p>

	<p>ただ、おっしゃることはすごくわかって、特にさつき花火の話が出てきて、私は花火を全然考えてなかったもので、花火の時に、お酒で酔っている方から取り上げて、ポイ捨て防ぐのは難しいなと思うのですが、どうですかその辺。</p>
事務局	<p>はい、難しいと思います。今の私たちの考えから行きますと、市が所管する施設は屋外であっても禁煙ということになりますので、申し訳ないのですが、吸えなくなるという形になると思います。</p> <p>先ほどおっしゃっていただいたように、周知というのはしっかりやっていかないといけないと思います。</p> <p>なかなか条例が出来たからと言って、厳しく取り締まるための罰則を設けてある訳ではないので、そこは難しいところだとは思いますが、御協力をお願いしていくしかないかなと思います。</p>
委員長	<p>現行の流れで行きますと、当然花火大会の会場も全面禁煙という方針であるということですね？</p>
事務局	<p>市の所管する施設の敷地内というのは、条例でいくと、たばこ吸えませんということになります。</p>
委員長	<p>花火会場も市が所管していますよね？</p>
事務局	<p>親水公園も市の所管になります。</p>
委員長	<p>ですよ。これは、条例を作ってもバンバン吸われたら、何のために作ったんだとなるので、実効性が問われるのではという御意見ですよ。</p> <p>だから、出来ない、無理だと思うことまで踏み込むのですかという御意見。</p> <p>そこは、委員会の方からそういった意見があったということは、必ず書いていただいた方が、折角おっしゃってくれた方の気持ちに添えると思います。</p>
事務局	<p>そういった課題があるということは、御意見としていただきたいと思います。</p>

委員長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、1番最後よろしいですか？</p> <p>条例の名称ですね。パブコメだと、たばこ吸うのは、憲法で認められた人権だという、そういった意見まで出てしまいましたが、今回、市の方針としては、今後、喫煙者を減らしたいという思いがこの条例には込められています。</p> <p>少し言わせてもらいたいのですが、近年は、長寿になったことによって、たばこの影響が出てくるようになってきています。</p> <p>大変失礼ですが、たばこ税を多少もらったくらいでは、医療費は赤字です。とてもペイできません。</p> <p>ごめんなさい、最後に言いたいこと言わせてもらいました。</p> <p>では、条例の名称ですが、ではまた、こちらからお願いします。</p>
委員	<p>色々なところを鑑みて、私は3番の「袋井市たばこから市民の健康を守る条例」、少しやんわりし過ぎてしまうかなと思いますが、これが一番合っているかなと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。次の方お願いします。</p>
委員	<p>被害という言葉が無くなれば良いと思いますので、2番（袋井市たばこによる健康への影響から市民を守る条例）でも3番（袋井市たばこから市民の健康を守る条例）でも。</p>
委員長	<p>2番ないし3番ということで。</p> <p>はい、ありがとうございます。次お願いします。</p>
委員	<p>私も被害を無くせば良いと思います。</p>
委員長	<p>2番ないし3番。次の方お願いします。</p>
委員	<p>私は、どれもきついなと思っています。2番目を影響ではなくて、喫煙マナーを守る条例にすれば良いと思います。</p>



委員長	更に、柔らかくしていただきたい、そういうことですね？
委員	はい。命に関わることでもない限りやめない人が結構多いですよ。ですから、厳しく強く言い過ぎるのも厳しいのではと思います。
委員長	もっと柔らかくという意見が出ました。次の方どうぞ。
委員	この中であれば、2番目の「袋井市たばこによる健康への影響から市民を守る条例」です。
委員長	はい、次の方どうぞ。
委員	私も2番目が良いかなと思います。1番目（袋井市たばこによる健康被害から市民を守る条例）は、被害という言葉がきつ過ぎるかなと。3番目は、たばこそのものが悪いという印象を受けたので、1番柔らかい印象の真ん中が良いと思います。
委員長	2番ですね。はい、次の方どうぞ。
委員	私は、骨子の中に健康被害から守るということ書いてあるので、その部分が抜けると、骨抜き以案みたいな感じがするので、健康被害というのはあえて入れた方が良くと思います。
委員長	次の方お願いします。
委員	言葉うんぬんより1番最初に気になったのは、袋井市たばこという出だしの部分で、袋井市たばこという商品があるような気がしました。ですから、1番最初に案内をもらった時から、袋井市たばこのというところに違和感がありました。この3つの中では、健康被害という言葉がきついかどうかというところで、色々な考え方があると思いますが、先ほどから言うように、受動喫煙を避けて、たばこを吸っている人ではなく、害を減らすということを訴える意味で

は、きつい言葉かどうかは別として、1番分かり易いのは、健康被害という言葉だと思います。

あと、袋井市たばこという出だしを変えたらどうかと思っているのですが、「袋井市民をたばこによる健康被害から守る条例」にしたら、私が思う袋井市たばこという商品名みたいなものが消えるのではと思います。

最後にいつもすみません。

委員長

いえいえ、とても良い意見だと思います。では、最後お願いします。

委員

今、仮称が袋井市たばこによる健康被害から市民を守る条例ということになっております。

たばこによる健康への影響からというのは、影響という言葉は、被害につながると思いますので、この中でしたら、1番の健康被害という言葉をつけておいた方が良いでしょう。

委員長

1番の健康被害からというのがきついのでは、柔らかくした方が良いでしょうという意見、更に、この3つ以上に柔らかくした方が良いでしょうという御意見もありましたし、はっきり1番という意見もあり、これは割れてしまったということでもよろしいですね。率直な御意見ありがとうございます。では、これで事務局にお返しします。

事務局

貴重な御意見、いろいろありがとうございました。今日いただいた御意見を事務局の方で検討させていただきまして、今の予定でいきますと、9月に名称を市議会に諮り、11月に条例の上程をさせていただいて、そこで可決されれば、6か月後の来年の7月1日から施行という様な形でお願いしたいと思っております。また、先ほどおっしゃっていただきました様に、決まった後の周知というのも必要だと思っておりますし、決まる前から、御理解いただくことも、引き続きやっていきたいなと思っております。それこそ、行政だけではなく、関係団体の皆さんと取り組めるようなことがありましたら、是非、一緒に取組をさせていただきたいと思っておりますので、また事務局の担当の方から皆さんにお願いや意見を伺うこともあるかと思っておりますので、その時は、よろしくお願

いたします。

それでは、委員長いろいろ進行ありがとうございました。

全ての報告事項、協議事項終了させていただきましたので、これで検討委員会の方を終了させていただきたいと思います。

5 その他

6 閉会